Keio Associated Repository of Academic resouces

T:0	
Title	オクスフォードにおけるアリストテレス禁令について
Sub Title	On the condemnation of Aristotle at Oxford
Author	坂口, 昂吉(Sakaguchi, Kokichi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1961
Jtitle	史学 Vol.34, No.1 (1961. 7) ,p.91- 110
JaLC DOI	
Abstract	In 1277, Robert Kilwardby, archbishop of Canterbury, pronounced at Oxford, the-condemnation of some Aristotelian theses including Thomist theory of unity of forms. In 1284, his successor, John of Peckham ratified his enactment. The aim of this article is to show the reason why these two archbishops issued such prohibitions against St. Thomas, one of the greatest Christian thinkers It is certain that the two archbishops thought that the theory of unity of forms threatened the traditional interpretation on dogmas on the creation and the body of Christ. But they did not ask the sanction of papal court before announcing this prohibition. So, it can be said that on the part of Roman curia, the Pope did not give any suggestion to the archbishops in issuing this condemnation. Therefore, the two archbishops are fully responsible on their action. However, they issued the condemnation not only in accordance with their personal judgement, but they followed the atmosphere of Christian world in which there were still many Augustinians. In those days circles of prelates were totally Augustinians and anti Thomists. These Augustinians were seriously concerned of the new pagan elements in the world of Christian thoughts. The enactment of Kilwardby and Peckham is the reflection of this atmosphere in the Christian world. But it is to be regretted that they failed to grasp, the situation of Thomism which was spreading rapidly in the world of Christian thought and which was adopted by the Dominican order, one of the most important supporters of the papacy, as their official opinions. If they had known better about this situation before issuing their condemnation, they would have been more careful. Their condemnation caused a serious discrepancy among the Christian world which resulted in the disintegration of medieval Christendom.
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19610700-0091

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

才 ク ス フ 才 1 F における

ア IJ ス ŀ テレス禁令について

坂 昻 吉

當時 れたことから生じた錯覺であり、當時の實狀にそぐわな 1 れていることは、この事實を端的に示すものといつてよ いものである。十三世紀後半において、 これは、 つたのみでなく、その三者の中で最有力ですらなかつた。 つたトマス主義は、支配的地位を占めることができなか ロエス主義と、保守的なアウグスチヌス主義の中間 の體系が支配していた時代と考えがちである。 わ 本稿は、 れわれは、とかく、 おけるアリストテレス禁令が特にト のアリストテレス禁令の箇條にトマスの意見が含ま 後にトマスが教會を公式に代表する思想家とさ 一二七七年及び一二八四年、 十三世紀をトマス主義という唯 急進的なアヴェ マスの形相單 オクスフォ l にあ カシ

> 説を非難したことにかんがみ、 るものである。 その發布の原因を究明す

は、 年 うな革新が攻撃を浴びるようになつたのは、

一二六六 性を主張し、 正されることになつた。 いた從來のアウグスチヌス主義の學說は、多くの しかもそれらをすべて啓示神學の體系の中にあみこんで レスのみでなく新プラトン主義の諸要素を濃厚に含み、 た體系を樹立しようと志向 對 者の警戒心を刺戟するに至つてからである。 K にかえてアリストテレス的質料形相論をとり、 しながらも、アリスト ス主義が、アリストテレスに對するアウグスチヌス主 立は存在しなかつたといつてよ おける創造の合理的證明を否定した。 トマスはすでにその初期の著作において、 Siger de Brabant らの啓示を無視するアヴェ 事實上見解の相違はあつたにせよ、 照明説を否定し、 テレ 彼は、 ľ スの精神にそつて首尾 た。このため、 種子的理性·形相多數說 哲學の神學に對する自立 しか 意識的 アリスト この時まで Ļ 啓示を尊 な學 時のう 點で修 このよ 貫し 口 テ エ

九一

ドにおけるアリストテレス禁令について

問 potestas intellectiva が至福をかちうるという說(Ibid., 三の攻撃も、反トマスというよりは反アヴェ れている。ボナヴェントゥーラの世界永遠說に對する再 存在しない テレス主義に對する攻撃は極めて少い。 哲學を非難しつづけたが、そこには、トマス的アリスト meron を發表して以來、一二七三年、 Collationes in Hexaë また分離實體の非合成、靈魂の實體と能力の實在的區別 と解さるべきものである。 ェントゥーラの親交を證するものは、後代の傳說のほか い衝突を說く Jule d'Albi の説は、今日一般に否定さに相違があることも事實であるが、双方の學問上の激 說の强い否定(Opera Omnia, V. p. 336)があり、 場から嚴禁するというような性質のものではなく、 340 f) が各々否定されている。だが、これも宗教的 討 彼は一二六七年 Collationes de Decem Praeceptis いの口 ウグスチヌス主 論の余地を残しているといつてよい。またボナヴ に至るまで、一連の説教の中で啓示を無視した Ļ 火を切つたのは、ボナヴェント 兩者の哲學に對する態度及び哲學上の諸 義の立場からアヴェ ただ Hexaëmeron に形相單 トマスとボナヴ ロス主義に對す ウ] ロエス主義 ラであつ

> ったとみるべきであろう。 であるべきであろう。 でとみるべきであろう。 でとみるべきであろう。 でとみるべきであろう。 でとみるべきであろう。 でとみるべきであろう。 でとみるべきであろう。 でとみるべきであろう。

of Lessin の書簡である。これは一二七〇年の禁令發布 年十二月一〇日、パリ司教 Etienne Tempier は、 第十三條までは發布されたが、第十四條、十五條は除外 decim problematibus の冒頭におかれている、 月までに書かれ、アルベルトゥス・マグヌスの ていない。しかし注目すべきは、一二七〇年五月以降十二 ス主義に關するものであり、トマスの命題は全く含まれ の哲學上の命題を非難した。それらはすべてアヴェロエ されたらしい。 トゥスに伺いをたてたものと考えられている。そのうち ボナヴェントゥーラ、ペッカムらの影響下に、一二七〇 討論の資料となつた箇條をまとめ、 卽ち、 權威者アルベル De quin-Giles

一十四條、十字架にかけられ、墓地に横たわつたクリ

ではなく、或る觀點からみて同一であつた。」ストの肉體は存在しない。或は嚴密な意味では常に同

そうなのである。」てでもなく、至高の單純さからの遠ざかりによつてのみ對的單純さによつてではなく、また合成への接近によつ對的單純さによつてではなく、また合成への接近によつ「十五條、天使と靈魂は單純なものである。しかし絕

から提 神學上の命題である。 たかは明かでないが、それがアウグスチヌス主義者の中 ここにトマスの學説が暗に攻撃されていることは疑いを 及び精神的質料の否定に基くものである。 成實體たることの否定であり、それは實存と本質の區別、 るものである。また第十五條は、天使及び人間靈魂の合 的形相の單一性という形而上學の命題に基いて主張され 後の肉體と生前のそれとの同一性を否定する説であり、 この第十四條に提出されているものは、クリスト ない。 出され この箇: たものであることは推測されよう。 一條が しかし、それは人間における實體 いかなる理由で禁令から除外され したがつて、 の 死

Rome の De erroribus philosophorum, De plurifi-トテレス主義、アウグスチヌス主義の論爭は、Giles ofアヴェロエス的アリストテレス主義、トマス的アリス

オクスフォードにおけるアリストテレス禁令について

われる。その重要なものをあげると、 そのうち特に重要なものは、 いる。P. Mandonnet はそれを二十條數えあげている。 が破門の威赫つきで二百十九箇條の禁令を出すに及んで は一二七七年、三月七日、パリ司教 その黨派の著作、 catione intellectus possibilis Siger de Brabant 及び Liber de Amore に關するものを始め、種々の要素を含 にみられる如く、 んでいる。だがその中にはトマスの主張も多く含まれて 主義に對するものであるが、Andreas Capellanus 一つの結着をえた。この禁令は、主としてアヴェロエス 一二七七年まで續いた。そして、それ ボナヴェントゥーラ、トマスの著作等 質料概念に關するものと思 Etienne Tempier

Universitatis Parisiensiumのテクストでは九六條)「四二條、神は質料なしに、種の中の個物を增加させ

屬する多くの叡知體をつくりえぬ。」(八一條)「四三條、叡知體は質料をもたぬから、神は同一種に

る以外には誤まり。」(一九一條)―質料の可能態から引き出された形相について認められ「一一〇條、形相は質料によつてのみ分割を受ける。

(九三) 九三

「一一六條、ソクラテス、プラトンの如き同一種に屬する個物は、質料を個別化の原理とみなす、トマスのアリストテレス主義が否定されている。しかしこれは、おりストテレス主義が否定されている。しかしこれは、おり出たものではないかと思われる。そのほかトマス説にら出たものではないかと思われる。そのほかトマス説にら出たものではないかと思われる。そのほかトマス説にられている。しかしては、世界の單一性、天使の非場所的存め、靈魂の平等、理性の意志に對する優位等がとりあげられている。しかし、ここでは、トマス主義に對する意圖かられている。しかし、ここでは、トマス主義に對する意圖かられている。しかし、ここでは、トマス主義に對する意圖かられている。これは、パリの禁令が直接トマス主義を非難する意圖をもつていなかつたことを示しているように思われる。

註一

- i Jule d'Albi, Saint Bonaventure et les luttes doctrinales de 1267—1277. Tamines 1923, p. 139—227.
- α Joseph Ratzinger, Geschichtstheologie des hl. Bonaventura. München, 1959. S. 138—140.

(九四) 九四

P. Mandonnet, Siger de Brabant et l'averroïsme latin au XIIIe siècle, 2e, éd., 2 vol. Louvain 1908 et 1911, II. p. 29—52.

3.

Decimus quartus. Quod corpus Christi jacens in sepulcro et positum in cruce non est, vel non idem fuit numero semper, sed secundum quid.

4.

Quindecimus. Quod angelus et anima sunt simplices, sed non absolute simplicitate, nec per accessum ad compositum sed tantum a sumno simplici. Mandonnet, Ibid., II. p. 30.

- 文は、Ibid., II, p. 135—181. 文は、Ibid., II, p. 135—181.
- 6 42. Quod Deus non potest multiplicare individua sub una specie sine materia.
- 43. Quod, quia intelligentiae non habent materiam, Deus non potest facere plures eiusdem speciei.
 110. Quod formae non recipiunt divisionem nisi per materiam.—Error, nisi intelligatur de formis eductis de potentia materiae.
- 116. Quod individua eiusdem speciei differunt sola positione materiae, ut Socrates et Plato,.....
- 7. P. Mandonnet は、この原因を、トマス主義がパリです

であつた。しかしこの企ては、教皇空位期間中(一二七七 I, p. 233—234. エアレも同じ推測をしている。 Ibid., S てという樞機卿たちの命令により挫折したという。 Ibid. 年五月二〇日から十一月二五日)、 禁令に關する措置を待 説を禁じさせて後、自分もパリでその先例にならうつもり オクスフォードでドミニコ會士キルウォードピに形相單一 P. Mandonnet によると、タンピエは抵抗をさけるため、 でに有力であつたためと考えている。Ibid., I, p. 232

8.

條の禁令を發布した。これはパリ禁令と異なり、それら ドミニコ會士であり。 ことになるから、事實上大學からの追放を意味すると考 教授はその職を辭し、Baccalarius は教授に昇進しえぬ 破門に附するものではなかつた。しかしこれに違反した の命題を公に教えることを禁ずるのみであり、違反者を Robert Kilwardby は、大學の全教授の集會で、三十箇 二七七年三月十八日、即ちパリ禁令の十一日後、 カンタベリーの大司教であった

オクスフォードにおけるアリストテレス禁令について

れている。 禁令は、文法に關するもの四條、論理に關するもの十 その自然學に關するものの中に、形相單一說が含ま 自然學に關するもの十六條の計三十條からなつてい

即ち、

は、 「六條、植物的な原理、感覺的な原理、 胎兒において同時に存在する。」 理性的な原

植物的な原理は消滅させられる。」 「七條、理性的な原理が導入されると、感覺的な原理、

理 は單一の形相である。」 「十二條、植物的な原理、 感覺的な原理、 理性的な原

る。 體である。」 「十三條、 また死體は死體である限り、 生體と死體は同音異議的な意味で肉體であ ある觀點からみてのみ

內

料にまで破壞される場合に、第一質料に結合される。」 十三條は、De quindecim problematibus 題の生じやすい點について縯繹したものである。特に第 般的原理であり、第六條、十三條はこれをもつとも問 以上のうち、第七條、十二條、十六條は形相單一説の 「十六條、理性的な原理は、先行する諸原理が第 の第十四條 質

(九五) 九五

られる。 はなく、哲學上の命題としてとりあげられている。 と等しいものであるが、ここではもはや神學上の命題で また自然學に關する命題の中には次のようなものがみ

「二條、 質料の中にはいかなる現實的能力も存在しな 形相は純粋な無に消滅させられる。」

好意を示すが、その中に禁ぜらるべきでない命題特に形 **殘つているので、その內容の一端がうかがわれる。コン** Conflans が、 非難の書簡を送つた。この書簡自體は殘 リントの司教であり、 トマス的アリストテレス主義がとりあげられている。 られている。即ち第一質料が純粹可能態であるとする、 相單一說が入つていることを嚴しくとがめるものであつ フランスの主張は、 つていないが、キルウォードビのこれに對する解答書が ードビの處置に對し、同じくドミニコ會士であり、コ このようにトマス主義を眞向から非難した、キルウォ ここでは、 「四條、 (形相の) 形相單一説から生ずる質料概念がとりあげ キルウォードビの禁令のある面には 教皇廳に駐在していた Peter of 缺除は純粋な無である。」

たらしい。

つき考慮する、とつけ加えた。しかしある特別な命題 その際、三十の命題のうち若干については禁止の可否に た際、前任者キルウォードビの禁令を再確認した。彼は 彼は一二八四年十月二九日、大司教として大學を巡察し Pecham が代つてカンタベリーの大司教に任ぜられた。 そして、一二七九年一月二八日、フランシスコ會士 John なり、Porto の司教を兼ねて教皇廳在住を命ぜられた。 この後、一二七八年三月、キルウォードビは樞機

そくとも翌年一月十三日までに報告書を提出するよう指 るよう命じた。しかし、その期日が過ぎても報告がなか 條について違反者を摘發し罰則を定めた報告書を提 二週間して、ペッカムは、總長の Rothwell 及び副 つたので、翌十二月七日、 日(St. Nicholas の祝日)までにキルウォードビの全箇 を注意深く、警戒心をおこさせぬように進め、十二月六 で神學教授であつた Robert of Fletham に對し、 次いで一二八四年十一月十四日、卽ち禁令再發布後約 威赫つきの督促令を出し、お 出す

していることからうかがわれる。 やッカムがまだサットンの怠慢をこぼし、再度の依頼を た模樣である。それは、一二八七年三月二八日になつて、 な頼した。しかし、サットンもまた禁令の實行をしぶつ に関した。だがそれでも命令は行われなかつた。そこでペ

たようである。
み、特にベッカムの場合それが實行は極めて困難であつ布の經過である。これらの處置は當時多くの反抗を生以上がオクスフォードにおけるアリストテレス禁令發

註二

- (H) D. A. Callus, The Condemnation of St. Thomas at Oxford. Aquinas Paper. No. 4, 1955, p. 13.
- (a) F. Ehrle, Der Augustinismus und der Aristotelismus in der Scholastik gegen Ende des XIII Jahrhunderts.

(Archiv für Literatur und Kirchengeschichte des Mittelalters, 1889 S. 603—635) S. 612, 614. "quos dam in grammaticalibus, quosdam in logicalibus

オクスフォードにおけるアリストテレス禁令について

quosdam in naturalibus."

- (α) 6. Quod vegetativa, sensitiva, et intellectiva sunt simul in embrione tempore.
- 7. Quod intellectiva introducta corrumpitur sensitiva et vegetativa.
- 12. Quod vegetativa, sensitiva et intellectiva sint una forma simplex.
- 13. Quod corpus vivum et mortuum est aequivoce corpus, et corpus mortuum secundum quod corpus mortuum sit corpus secundum quid.
- 16. Item, quod intellectiva unitur materiae primae ita quod corrumpitur illud quod praecessit usque ad materiam primam.

Callus, Ibid., p. 14.

Ibid., The Problem of Unity of Form and Richard knapwell, O, P. (Mélanges offerts à Étienne Gilson, 1959 Paris, p. 121—160) p. 123—124.

- (4) 2. Item quod forma corrumpitur in pure nihil.
 3. Item quod nulla potentia activa est in materia
 4. Item quod privatio est pure nihil.
 Callus., Condemnation, p. 14.
- Callus., Condemnation, p. 14. Ibid, The Problem, p. 124.

(九七) 九七

(5) Ehrle, Ibid., S. 614—632 所收

- (φ) "Et in epistola vestra plures de naturalibus inservistis, favorum exhibentes in pluribus facto nostro; in alüs autem vobis apparuit mirabile factum esse, tanquam condempnati essent articuli non dampnandi." Ehrle, Ibid., S. 614
- (r) "Unum de vero illorum expresse notavimus articulum, quorundam dicentium in homine esse tantummodo formam unam." Registrum Epistolarum Yoannis Pechham, ed. C.T. Martin, London, 1885 III, p. 841. Callus, Condemnation, p. 16

(∞) Ibid., The Problem, p. 133

Ξ

を、自說とあわないという理由から大司教の權威によつといし禁令發布者は、自由に主張さるべき哲學說の一つに關係のない形而上學的命題を公に禁じたからである。に關係のない形而上學的命題を公に禁じたからである。 この理由はなかんずくそれが、教義生み、後年には教會當局者からも不當な處置として非難生み、

(九八) 九八

學び、そこでアウグスチヌス主義の學說を吸收し 考えた。これは、 substantialis)を究極の完成をあたえる原理にすぎぬと 結びつけて主張されていた。第一に、アウグスチヌス主 の傳統的な思想體系も、すでにアリストテレスの質料形 ランシスコ會士であつたが、 派的屈折を受けており、それがアウグスチヌスの權威 相論を受け入れていた。しかし、その解釋は新プラトン 説は單なる哲學的な命題以上のものであつた。 て禁じようとしたのではない。彼等にとつて、 態があると解せられた。 は、天使も含めてすべての被造物は、多少とも可能態を 神が純粹現實態として形相のみからなるとされた以外に 義者は、質料(materia)・形相(forma)を各々可能態 えるものであつた。第三に彼等は、 ヌスの種子的理性(rationes seminales)の説に余地を與 含むものとして、質料・ (potentia)・現實態 (actus) と全く同一視した。從つて キルウォードビはドミニコ會士であり、ペッ 次に第一質料の中にはいかにわずかでも若干の現實 事物を完成する原理ではないが、事物 かかる質料概念は、アウグスチ 形相から合成されていると考え 共に十三世約前半のパリに 實體的形相 力 形 (forma 相單 厶 は 7

choatio formae)特に人間の場合は肉體的形相(in-choatio formae)特に人間の場合は肉體的形相(forma corporeitatis)が實體的形相と併存することを許すものであつた。この形相多數說は、單に形而上學の原理として認められていただけでなく、啓示やアウグスチヌスのる。この形相の形相と所存することを許すもののに好都合であつた。即ち受難の後、クリストの精神るのに好都合であつた。即ち受難の後、クリストの精神を體は單なる土塊ではなく、依然としてクリストの精神であると、解釋された。

の間柄にたとえるアウグスチヌスの思想に一致した。ると考えられた。これは精神と肉體の關係を舟乘りと舟の原理でなく、單にそれを動かす原理(ut motor)であまた形相多數説によると、精神的形相は肉體の現實化

のは當然であろう。 のは當然であろう。 的權威をもつかの如き印象を保守的神學者たちに與えたまた形而上學の一原理にすぎないにもかかわらず、教義數說は、それが Avicebron から由來したものであり、

オクスフォードにおけるアリストテレス禁令について

る。 し、人間靈魂及び天使が形相のみからなることを主張す る神と同一視されはしないのである。このようにしてト の現實化の原理であるが、實存についてのそれではない。 使は質料を有しない。一方形相は、 區別に基いている。 したがつて形相のみからなるもの必ずしも純粹現實有な 本質についてそれを含まぬもの、例えば人間の靈魂や天 はない。したがつて實存について可能態を含んでいるが ついての可能化の原理であるが、實存についてのそれ た。これは彼の實存(esse)と本質(essentia)の實在 形相を各々現實態・可能態と同 一 視 する ことを否定 マスは、 レス解釋から生じたものであつた。第一に彼は、 これに對してトマスの主張は、より忠實なアリスト アウグスチヌス主義の普遍的質料形相説を否定 即ち、質料はなるほど事物の本質に 事物の本質について 質料 ぐ テ

である。 性の如き一定の潜在志向性を含みえないものとなつたの性の如き一定の潜在志向性を含みえないものとなつたの・可能的なものとされた。ここに第一質料は、種子的理は、それ自身ではいかなる現實態も含まぬ、全く受動的第二にトマスによると、第一質料(materia prima)

(九九) 九九

あることになるのである。 理であるのみでなく、肉體そのものの現實化の原理でも る。そこには肉體的形相、植物的形相というようなもの く他 が介入する余地はない。從つて靈魂は肉體を指導する原 形相である靈魂は、第一質料である肉體に直 接 結 合 第三に この原理を人間の場合にあてはめてみると、 の諸形相 · F マスによると、 の媒介をへずして現 實 實體的形相は第一質料を、 化するものと考え 實體的 す

即ち創造は、ある有から他の有が生ずるという單なる生 ォードビが Peter of Conflans へ答えているように、 ないかと感じたのである。 だけでなく、クリスト教の教義がおびやかされるのでは ス主義者たちは、單に哲學説として納得がいかなかつた によると、自然的事物において、實體的形相が消 **う點で全能なる神獨自の業である。** 創造(creatio)の概念が破壞されるという點にあつた。 かかるトマスの革新的主張にふれた時、 (generatio) それは種子 純粹可能態である第一 的理性の如き潜在的志向性の存在すら許 と異なり、 彼等の第一の懸念は、 質料しか 無から有をつくりだすとい しかるに形相單一說 残ら アウグスチヌ Ź ことに キルウ 滅する 15

> 00 <u>-</u>00

にお る點で、神の主宰(administratio)の業を否定すること さず、いわば無に等しい狀態である。 ともなろうと懸念されたのである。 よつて與えられた種子的理性からの事物の生成を否定す 造と全く等しいとされる危險がある。これはまた、 相が生ずる場合それは無から生成することになる。 いて自然的事物の生成は、神獨自の業であるべき創 したがつて逆 رح لح 神に 形

あり、クリストの死後の肉體及び諸聖人の遺骸に關する(6) 第二の不安は、特にペッカムが强調しているところで 體ではありえない。 1 になる。アウグスチヌス主義者にとつてこれは、 はもはや彼等の體とはいえず、單なる土塊にすぎぬこと すれば、その形相である靈 ものであつた。人間において形相はただ一つしかないと の御托身や諸聖人の遺體に對する崇敬を損うことにな と思われたのである。 したがつてクリストや諸聖人の遺骸 魂を失つた死體はもは クリス や肉

の卓越した善性の故に、 tiones つたトマスが これらの點について、 de veritate XI, 1. でトマスは、「第一原因はそ 、配慮していなかつたわけではない。Quaes 單に啓示神學の要請に忠實で 他の諸事物にそれ個有の存在の

た説明があたえられているといえる。 た説明があたえられているといえる。 た説明があたえられているといえる。」とのべ、種子なでなく、それ個有の原因をも賦與する。」とのべ、種子ない。 た説明があたえられているといえる。」とのべ、種子ないないなく、それ個有の原因をも賦與する。

る。 界の造出であるに反し、生成は有限の二次的原因による、 することは 對的無と同一視されない。 質料的可能態から形相的現實態への特定事物の形成であ の生成が無よりの創造と同 して有の構成原理である。そしてその意味で、やはり第 區別していた。 原因により経對的無から創造されたあ また彼は、有一般の創造と、特定有の生成をはつきり 生成の原理である第一質料は、 したがつて種子的理性を否定しても、 ないにせよ、 創造は神の全能による絕對的無からの世 少くとも特定有たりうるものと それは現實に特定の有を構成 一視される危險はないと考え 創造の發端である絕 る種 第一質料から Ø 有であ

オクスフォードにおけるアリストテレス禁令について

次にトマスはクリストの死後の體についてどう考えた であろうか。Quaestiones Quodlibetales II, q. I. a. I は、この問題について扱つている。ここでトマスは、ク は、こでも啓示神學に對する配慮がみられるといつて る。ここでも啓示神學に對する配慮がみられるといつて る。ここでも啓示神學に對する配慮がみられるといつて る。ここでも啓示神學に對する配慮がみられるといつて る。ここでも啓示神學に對する配慮がみられるといつて る。ここでも啓示神學に對する配慮がみられるといつて る。ここでも啓示神學に對する配慮がみられるといつて る。ここでも啓示神學に對する配慮がみられるといつて る。ここでも啓示神學に對する配慮がみられるといつて る。ここでも啓示神學に対する配慮がみられるというで る。ここでも啓示神學に対する配慮がみられるというで る。ここでも啓示神學に対する配慮がみられるというで る。ここでも啓示神學に対する配慮がみられるというで る。ここでも啓示神學に対する配慮がみられるというで る。ここでも内はないが、

ていたのである。

されたのであるばかりか、教義に反するものと確信し考えなかつたのである。したがつて彼等は、それを單にだので、形想單一說によつても教義を説明しえようとは大ので、形想單一說によつても教義を説明しえようとは大いでいたことは残念である。彼等は共にアウグスチヌールウォードビやペッカムにこの點についての理解が

註 (三)

- (1) Callus, Condemnation, p. 9
- ν) Ibid., p. 22

(101) 101

 \bigcirc

<u>-</u>0=

- 3 F. van Steenberghen, " Le XIIIe siècle" (dans 13. Le mouvement doctrinal du IXe au XIIIe siècle Histoire de L'Église, éd. Paris 1951) p. 299—300 Flich et Martin, vol
- 4 Étienne Gilson, History of Christian Philosophy Callus, Condemnation, p. 9. in the Middle Ages, London. 1955. p. 363. 375-7
- 5 Ehrle, Ibid., S. 614-633
- 6 Registrum, III p. 923 Gilson, Ibid., p. 418, 735, note 86 Callus, Condemnation, p. 16, p. 29
- " prima causa ex eminentia bonitatis suae rebus aliis confert non solum quod sint, sed etiam causae sint."
- 8 Gilson, The Spirit of Medieval Philosophy. tr. by A. H. C. Downes, New York, 1940. p. 138-139 455—456, note 14.
- 9 Summa Theologica I-I. q. 44. a. 2.

つてなされたものかが問題になる。 い。したがつて、この禁令がはたして彼らの個人的判斷 え、個人的判斷からとつたとすれば、輕卒の責は発れな 會法上の處置を、いかに教義の危險を感じたからとはい つていたことは確かである。しかし、禁令發布の如く教 によつて教義がおびやかされるという神學上の確信をも によつてなされたものか、教皇廳の直接公式の指令によ 以上から、キルウォードビ、ペッカムが、形相單

日の禁令を發布したと非難されている。しかし、回答書ない。そのためタンピエは情報提供の要求だけで三月七 ことの證據とはならないし、また報告に基いた教皇廳の の不穏な狀勢にかんがみ、異端的學說とその主張者につ 指示がなかつたともいえない。また Johannes XXI は が未發見であることは、必ずしもそれがなかつたという つている。これに對するタンピエの回答は發見されてい いて情報提供を求める書簡を Etienne Tempier に送 一二七七年一月十八日、教皇 Johannes XXI は パリ

かと思われる。 には、第二の書簡 Lumen Aquae でパリ禁令の履行を には、第二の書簡 Lumen Aquae でパリ禁令の履行を には、第二の書簡 Lumen Aquae でパリ禁令の履行を

己辯護の筆頭にその旨を揚げたはずだからである。 下 Peter of Conflans がタンピエからオードビも自 からも推測される。だが反面この同じ史料から、キルウ オードビが教皇廳の直接の指令を受けたのでないことも オードビが教皇廳の直接の指令を受けたのでないことも でする。なぜなら、その場合には、教皇廳在住のコ ンフランスの攻撃は考えられぬし、キルウォードビの記述 でする。なぜなら、その場合には、教皇廳在住のコ ンコランスの攻撃は考えられぬし、キルウォードビの記述 というキルウォードビの記述 では、その時日の接近

lomaeus de Capua がなした證言によるものである。 (6) 實である。だがペッカムに對する非難は主として、一三論争書簡の中でかなり嚴しい言葉を用いていることは事論の事である。だがペッカムに對する非難は主として、一三論の事務布者ペッカムは、しばしばその熱狂的で非無令再發布者ペッカムは、しばしばその熱狂的で非

オクスフォードにおけるアリストテレス禁令について

でははナポリで多くのドミニカンから聞いた(se audisse a pluribus Fratribus Praedicatoribus)として、一二七〇年パリでペッカムがトマスと論爭し、傲岸不遜な言葉で彼を挑發したのに(……fratres Joannes exasperaret eumdem fratrem Thomam verbis ampullosis et tumidis…)、トマスは常に謙遜な態度を失わなかつたとのべている(numquam tamen ipse fratres Thomas restrinxit verbum humilitatis; sed semper cum dulcendine et humitate respondit; …)。ペッカムは當時パリでフランシスコ會の magister regens であつたし、後述する彼の書簡からも、トマスの學說をめぐつての討論があつたのは事實と思われる。

of Hotham はペッカムの處置をトマス及びドミニコ會 けだ、とのべている。この點から、 で、自分はただドミニコ會士であつた前任者に從つただ 書簡を書いて非難に答えている。一二八四年十一月十日 オクスフォードの總 に對する侮辱として攻撃した。以後ペッカムは、多くの 何の關係もないことは明かである。 禁令再發布の後、ドミニコ會の英國管區長 長及び教授たちにあてた書簡 彼の處置が教皇 またペ ッ William 力 厶 は同 の中

(1011) 1011

(或はBoethius of Dacia)を暗示している。 であつたSiger de Brabant と Goswin de la Chapelle いかがわしい人物に起源をもつとして、アヴェロイスト する意圖はないとのべる。そして、形相單一說は二人の書簡の中で、自分はこの禁令によつてドミニコ會を攻撃

しかし、一二八四年十二月七日のオクスフォード總長及び教授たちあての書簡、及び翌年一月一日の樞機卿たちあて書簡では、形相單一説を opinio fratris Thomae vaにつかし、アカムの面前で、この説を他のこれに類する諸語と共にパリの神學者たちの修正にゆだねた(…, quas tamen in nostra praesentia subiecit idem reverendus frater theologorum arbitrio Parisiensium magistrorum, …) という。

委ねた時、自分が唯一の辯護者であつた(Cum pro hacニコ會士からすら論難され、結局それを彼等の判定にニコ會士の攻撃に對する解答である。トマスが、形相單ニコ會士の攻撃に對する解答である。トマスが、形相單語は、トマスの死後その說を非難したという無名のドミーさらに一二八五年六月一日、リンカーンの司教あて書

(一〇四) 一〇四

opinione ab episcopo Parisiensi et magistris theologiae argueretur argute, nos soli eidem astitimus ipsum, …)と主張している。 しかしかかるトマスとの個人的友好關係にもかかわらず、自分は形相單一說には個人的方分關係にもかかわらず、自分は形相單一說には(高)でいる。

告が正しいかについて判定することは困難である。 de Capua の報告と一致するが、その際における後者 どの程度信用できるか疑問であろう。また英國のドミニ リで聞いた材料からなつていることを考えれば、それが Bartholomaeus de Capua の證言は、四十年後のナポ 彼が全くの偽りをのべるとは考えられない。これに反し フォードの總長、教授たちであることと考えあわせれば、 ドの交流の頻繁さを、ベッカムの書簡の受信人がオクス しわずか十五年という歲月、そしてパリとオクスフォー 態度については全く喰い違いをみせている。いずれの報 とペッカムの接觸を示唆している點で、Bartholomaeus ムの性格について、もつとも熱心なフランシスコ會士で、 會の歴史家、 これらの記述は、一二七〇年頃のパリにおけるトマス Nicholas Trivet (+1328) は、ペッカ しか

あつた、と書いている。 華麗な辯舌家であつたが、慈悲深い寛大な心の持主でも

禁令を發布した、と考えるべきではないと思われる。激な性格の持主であつたが故に、周圍の事情にかまわずであつたと考えるべきであろう。また、彼が獨斷的で過スに對し、その學問上の意見の相違にかかわらず友好的以上を考えあわせる時、われわれはむしろ Bartho-以上を考えあわせる時、われわれはむしろ Bartho-

世られる。

ここでわれわれは當時の教會一般の思想的傾向、特にここでわれわれは當時の教會一般の思想的傾向、特に別面に、さらに彼の有力な助言に、フランシスコ會の保証者に、學問の保護者であつた。しかし彼がアウグスチヌスで、學問の保護者であつた。しかし彼がアウグスチヌスを許ら、さらに彼の有力な助言に、フランシスコ會の保たドミニコ會の年代記の中で多くの中傷を受けていることから、さらに彼の有力な助言に、フランシスコ會の保証者たる樞機卿 Gaëtani Orsini があつたことからも察進者たる樞機卿 Gaëtani Orsini があつたことからも察進者たる樞機卿 Gaëtani Orsini があつたことからも察される。

オクスフォードにおけるアリストテレス禁令について次いで一二七七年 Gaëtani Orsini が Nicholas III と

スチヌス主義者であつた。 ひ Latino Fragippani であり、そのいずれもアウグび Bentivenga と、ドミニコ會士の Robert Kilwardby でいた。卽ちフランシスコ會士の Jerome of Ascoli 及の樞機卿を作つたが、そのうちに四人の神學者が含まれして教皇となつた。彼は一二七八年三月十二日から九人

るにいたつていた。Matthew of Aquasparta が樞機卿として重きをおかれ會の保護に力を入れ、そのアウグスチヌス主義の代表者、次いで Martin IV (1281-84) も、特にフランシスコ

次の Honorius IV (1285, 四月二十日選出)も、アリストテレス主義者ではなかつた。彼は、一二八五年六月ストテレス主義者ではなかつた。彼は、一二八五年六月ストテレス主義者ではなかつた。彼は、一二八五年六月ストテレス主義者ではなかつた。彼は、一二八五年六月ストテレス主義者ではなかった。彼は、一二八五年六月ストテレス主義者ではなかった。彼は、一二八五年六月ストテレス主義者ではなかった。彼は、一二八五年六月ストテレス主義者ではなかった。彼は、一二八五年六月ストテレス主義者ではなかった。

カムの處置は、このような雰圍氣を反映したものであるス主義が壓倒的に優勢であり、キルウォードビ及びペッ以上からみて、當時の高位聖職者の間でアウグスチヌ

(一()五) 一()五

といえよう。

置をとろうとしている事實からみても承認される。また一二七八年ミラノで開かれたドミニコ會總會が、トニの如き人々がドミニコ會士であつた事實からしても、たということは、前述のキルウォードビ、フラジッパードミニコ會士の中にもアウグスチヌス主義者が多數あつまた當時の在俗司祭やフランシスコ會士のみでなく、また當時の在俗司祭やフランシスコ會士のみでなく、

知の理想が崩壞する危險が感じられた。そして、 てい とするトマス主義に對し、 アヴェロエス主義の出現により單なる起憂ではなくなつ 倒的な異教哲學の流入を消化しきれず、クリスト教的叡 ある異教的諸要素に對し深刻な不安をいだいていた。 る人々は、當時クリスト教世界の中で急激に增大しつつ に難くない ようとする反面 このように支配的であつたアウグスチヌス主義に屬す た。このような狀勢の中で、 アリストテレスを徹底的に理解しよう 警戒心を抱いたことは察する 彼らが、啓示を尊重し これは 壓

處置は、正式にローマからの要請によつたのではないが、このようにみてくる時、キルウォードビ、ペッカムの

, ウォ・

1,

ビの禁令發布後、

一二七八年ミラノで開

つた。者のアウグスチヌス主義的な雰圍氣を反映したものであ者のアウグスチヌス主義的な雰圍氣を反映したものであ知を保護しようとする、當時の教會一般、特に高位聖職それは、異教思想の急激な流入に對してクリスト教的叡さりとて彼らの單なる個人的判斷によるものでもない。

ども なほ て、 手の教授たちの間では事情は 勢力をかちえていたのである。このためにキルウォー 重な態度がとられたであろう。卽ちそれは、 識が缺けていなかつたなら、禁令發布に對してさらに スチヌス主義であつた。 にこの點で情勢判斷をあやまつたの 進出の速度についての認識である。 かる支えがあつたにせよ、彼らに他方における事態 いてある客觀的支えをもつていたといえる。 從つて、キル 高位聖職者及び 前述の如くペッカムが禁令を再發布した時代にも、 一二七〇年すでに、それはオクスフォードでもある 若干の抵抗に曹遇せざるをえなかつた。 ウォ 教會一般の雰圍氣は壓倒的にアウグ ードビ、ペ しか ĩ かなり變化していた。 ッカムの處置は一 ۴ ジルソンの說くよう ミニコ會や大學の はペッカムで トマス主 しかし しかし特 方に あつ 若 ۴ 愼 認 力。 な

たえられた。 英國管區から追放し、すべての職權を停止する全權をあい送った。彼らは上下を問わず禁令發布關係者を罰し、へ送った。彼らは上下を問わず禁令發布關係者を罰し、へ送った。彼らは上下を問わず禁令發布關係者を罰し、へ送った。彼らは上下を問わず禁令發布關係者を罰し、なったえられた。

いたつたのである。 次いで一二七九年パリの同總會は、「トマス・アクイでいて一二七九年パリの同總會は、「トマス・アクイでの違反者をすみやかに罰するよう宣言した。 は、すべての違反者をすみやかに罰するよう宣言した。 は、すべての違反者をすみやかに罰するよう宣言した。 ないで一二七九年パリの同總會は、「トマス・アクイーでいて一二七九年パリの同總會は、「トマス・アクイーでいて一二七九年パリの同總會は、「トマス・アクイーでいて一二七九年パリの同總會は、「トマス・アクイーでである。

グにおけるフランシスコ會總會は、 會は、 しば生ぜし 情をさらに惡化させた。 時、それはドミニコ會全體に對する攻撃とうけとられた。 に對する見解の相違とからまつて、緊張した事態をしば ことにペッカムがフランシスコ會士であつたことは、 したがつて一二八四年ペッカムが禁令を再 發 布教上の競爭關係にあつたが、これが兩會の清貧 めていた。 その上、一二八二年ストラスブル 從來ドミニコ會とフランシスコ トマスの學說に正式 布 し た

> ctorium fratris Thomae を参照する場合のほ ビの先例にならつてうち出すことに何の躊躇も感じ とを知つていたので、自己の學問的確信をキルウォード に自分に同調する人々、特に多くの高位聖職者があるこ かつたらしい。そして彼は、ドミニコ會の中にも個人的 説がドミニコ會の正式の意見とされたことを充分知らな 展を意識していた。しかし少くとも當初彼は、形相單 立から、兩修道會の爭いという形をとつていたのである。 はすでに、 スの書を讀むことを禁じた。したがつて、一二八四年に に反對の立場をとり、Guillaume de la Mare の corre-つたのであろう。しかし、ここに彼の大きな誤算が もちろんペッカムは、このような兩會の對立關係の進 形相單一說をめぐる理論鬪爭は、個人的な對 か、ト あつ なか

註 (四) みられるといえよう。

强行へとかりたてたのである。ここに、事態の惡循環がせ、單に從來の慣行に從うという以上に反動的な禁令の

たのである。そしてそこから當然生じた、大司教の權威

を無視するまでの激しい抵抗は、彼の態度を一層硬

化さ

(10七) 10七

オクスフォードにおけるアリストテレス禁令について

- ピェーがパリの總長時代にも横暴な措置をとつた先例を(1) Mandonnet, I. p. 214―215 マンドネはさらに、 タン
- (α) A. Callebaut, Jean Pecham et l'Augustinisme,
 Aperçus historique (1263—1285) (Archivum Franciscanum Historicum. 1925. p. 441—472) esp.
 457—460

Gilson, History of Christ. Philos. p. 405-406

- (φ) Scripsistis mihi nuper quod venerabilis pater dominus Stephanus episcopus Parisiensis vobis significat, quod ego… articulos Oxonie condemnavit, …" Ehrle, Ibid., S. 614.
- 【4) Ehrleはキルウォードビもローマからの指示を受けたの(4) Ehrleはキルウォードビもローマからの指示を受けたの
- (5) ペッカムのもつとも激しい言葉は一二八五年六月一日、りンカーン司教あて書簡にみられる。これは同年早々、彼に對する無記名の諷刺があらわれたためである。ペッカムはこの誹謗の頁、不名 與 な 冊 子 (maledictam paginem et infimae)を責め、その冊子の冒頭の句は Wけており、中間は邪惡で、末尾は不完全である」 (Cuius folii est acephalum principium, malignum

(一)八) 一)八

medium, et finis ac deformis.) と痛罵している。 Registrum III.*p. 896—902.

Callus, The Problem, p. 135.

Lessines, Louvain. 1901. p. 61.

Callebaut, Ibid., p. 443.

- (φ) Acta Sanctorum, 1668, Martii I. 7. p. 712Callebaut, Ibid., p. 444.
- (7) Registrum, p. 841,

Callus, The Problem, p. 127

(8) 十二月七日の書簡では Registrum III p. 866 一月一

Callebaut, Ibid. p. 446

(Φ) Registrum, III, p. 866
 Callebaut, Ibid p. 446
 (Ξ) Registrum, III. p. 900

Callebaut, Ibid., p. 447

(日) "Frater Johannes de Pecham … qui Ordinis sui zelator erat praecipuus,… gestus affatusque pompatici, mentis benignae et animi admodum

inerairs.

Callebaut, Ibid., p. 445.

- (12) これら諸教皇の敍述は Callebaut, Ibid., p. 456—470
- (3) Steenberghen, Le XIIIe siecle, p. 303
- Callus, The Probleme, p. 129—130. 参照(14) 一二七七年から一二八四年までの情勢變化については、
- (4) M. D. Knowles, The Religious Orders in England 1950 2nd ed. Cambridge,p. 221—224
- (16) 一二八四年十一月十日の書簡から、それがうかがわれる

結び

るという判斷から禁令を發布した。しかし、彼等はこの内外からの激しい非難をあびた。そしてそれは、キルウはその人格をすら疑われている。たしかに彼等は口はらはその人格をすら疑われている。たしかに彼等はローマからの要請に從つて禁令を發布したのではなかつーマからの要請に從つて禁令を發布したのとして、後に教會で、不當に思想の自由を壓迫したものとして、後に教會るという判斷から禁令を發布した。しかし、彼等は口はのよって、不當に思想の自由を壓迫したものとして、後に教會をという判斷から禁令を發布した。しかし、彼等は形力で、不當に思想の自由を壓迫したものとして、後に教會のという判斷が必要に関係のない問題についるという判斷が必要に対象を表示。

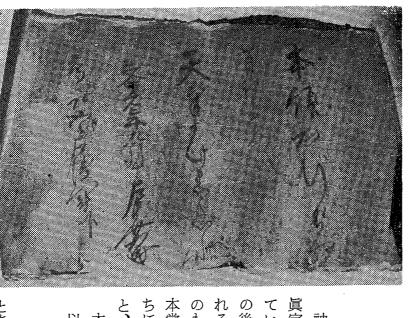
は、 ことに中世紀の大學の如く、 を一般に普及させることを一時抑えるのは當然である。 お教義を危險にさらすおそれのある學說について、 けていたことは殘念である。 についての洞察が、キルウォードビ、特にペッカムに缺 少數意見とはいえ、重大な意義をもつ。この事態の進展 にそれがドミニコ會の公式の學說とされたことは、 ペッカムが禁令を發布した客觀的支えがあつた。 それが教義を説明する一つの支柱となりうるか否かにつ たトマス的アリストテレス主義がなお少數意見であり、 リスト教的叡智の理想が失われることを恐れていた。 義的傾向を反映したものであつた。當時これらアウグス 合には然りである。 あたかも、 救靈のため時宜に應じて發せられるものである以上、な いてはなお疑問視されていた。ここに、キルウォードビ、 チヌス主義者たちは、あいつぐ異教思想の流入の前に、ク 點で單に個人的確信に從つたわけではない。彼等の しかし、トマス主義の進展は意外に速かであつた。 教會 教會の意見を代表するかの如き觀を呈する場 般 特に高位聖職者たちのアウグスチヌス しかし、それがすでに教會を支える そこで講義される內容が、 教會法上の措置は、 それ 者の なお 意 ま 特

(一〇九) 一〇九

オクスフォードにおけるアリストテレス禁令について

は、 ピ もつとも有力な修道會の公式の學說となつている場合に ペッカムらに、このような教會法上の措置が、 特に慎重さが望まれるべきであつた。キルウォード 参考

となつたといえよう。 慮が缺けていたことも、 にすべき歴史的・相對的狀況の推移について、充分な配 オクスフォード禁令發布の原因



長 慶 天 皇 の 綸 旨

ちに、 本堂の奥にあつた長持型の箱底を掻廻すう のものである。同寺に登拜の折、許を得て れる通り、禪宗樣式に手を加えた足利時代 の後、鎌倉より古い佛堂を移建したと云わ ているが、其の建築樣式は江戸時代に火災 眞宗の由緒ある寺院である。堂舍は荒廢し 神奈川縣茅ケ崎市小和田地區の上正寺は 一古文書を發見し、これを披見する

本領知行不可有相違者、天氣如此悉之、

とあつて、南朝の長慶天皇の綸旨で、北朝 文中元年九月十日 鳥取五郎左衞門尉館 左中辨 花押

> 武 田 勝 藏

並に同地に傳承がないのは遺憾である。他 湘南地方の土着のものか、今のところは寺 るのに、これは白紙で、南風不競の秋を示 當る。綸旨と云えば一般に薄墨の料紙であ るべきであらう。 あり、昭和の世に歴代に列し、次いでその 判明すれば、小和田の地區が南朝勢力に屬 られるが、鳥取五郎左衞門尉が果してこの 方武士が南朝に忠勤を勵んでいたことが知 している。との所領安堵の文書によつて地 では後圓融天皇の應安五年(一三七二) 陵も治定した天皇であれば珍しいものと見 していたことを知る有力な史料となる譯で 日、若しこの地に緣故の武士と云うことが